

岐阜県公報

第千八百六十九号
平成十九年八月十日
(金曜日)

目次

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 六〇九^{ページ}

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 六一一

道路の区域変更

(同) 六一一

公 示

高山都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 六一二

関都市計画の図書の縦覧

(同) 六一二

平成二十年度岐阜県立学校実習助手の採用選考試験の実施

(教職員課) 六一三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成十九年八月十日

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「建築確認申請手数料、建築工事完了検査申請手数料及び建築工事中間検査申請手数料」を「建築確認申請等手数料(構造計算適合性判定加算額を除く)、建築工事完了検査申請等手数料及び建築工事中間検査申請等手数料」に改める。

第六条第三項中「同表の(3)項に掲げる図書」を「同表一の(3)項の(3)欄に掲げる日影図」に改める。

第六条の三の見出しを「確認申請書等に添付する図書」に改め、同条第一項中「確認の申請書」を「確認申請書又は法第十八条第二項の規定による計画通知書(以下「確認申請書等」という。)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「法第六条第一項の規定による確認申請書」を「確認申請書等」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次条において同じ。)」を「第六条第四項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第

八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二第又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に、「建築主事の確認（以下「確認」という。）」を「確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）」に、「確認申請書」を「確認申請書等」に、「当該申請書」を「当該申請書等」に、「変更確認」の下に（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第十八条第二項の規定による計画変更通知（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）を加え、同条第二項中「確認を受けた」を「確認済証の交付を受けた」に改め、「変更確認」の下に「又は法第十八条第二項の規定による計画変更通知」を加える。

第九条中「法第六条第一項の規定による確認」を「確認済証の交付」に、「確認を受けた建築物等に」を「確認済証の交付を受けた建築物等に」に改める。

第十条の二第二項中「尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図」を「床面積求積図」に、「同表の(四)に掲げる図書」を「同表二の(五)の(三)に掲げる室内仕上げ表」に改め、同条に次の一項を加える。

4 省令第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める同条第二項第七号の書類の保存期間は、十年間とする。

第十条の三に次の一項を加える。

4 省令第六条の三第五項第二号の規定により知事が定める同条第二項第八号の書類の保存期間は、五年間とする。

第十六条第一項中「建築基準法令による処分等の概要書」を「処分等概要書」に改める。

第十八条及び第十九条中「(一)に掲げる図書（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。）並びに(三)項及び(三)項に掲げる図書」を「(一)項及び(三)項に掲げる図書並びに同表二の(三)項の(三)に掲げる日影図」に改める。

第二十条第二項及び第二十条の二第二項中「尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。」を削る。

第二十一条第一号中「尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。」を削り、同条第三号中「(一)の(三)に掲げる図書」を「二の(三)に掲げる日影図」に改める。

第二十二條第一号、第二十三條第一号及び第二十四條第二項中「尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。」を削る。

別記第一号様式中「確認済証交付料、完了検査済証交付料、中間検査済証交付料」を「確認済証交付料、完了検査済証交付料、中間検査済証交付料」に改める。

決	課
	所長

「

裁	審
係長	主任

」を「

決	裁	審
---	---	---

」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

決	裁	審	係長
			主任
			建築主事
			課長

別記第四号様式及び別紙第五号様式中

「

裁	審
係長	主任

」を「

県交付	決裁審
-----	-----

」に改める。

告 示

岐阜県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

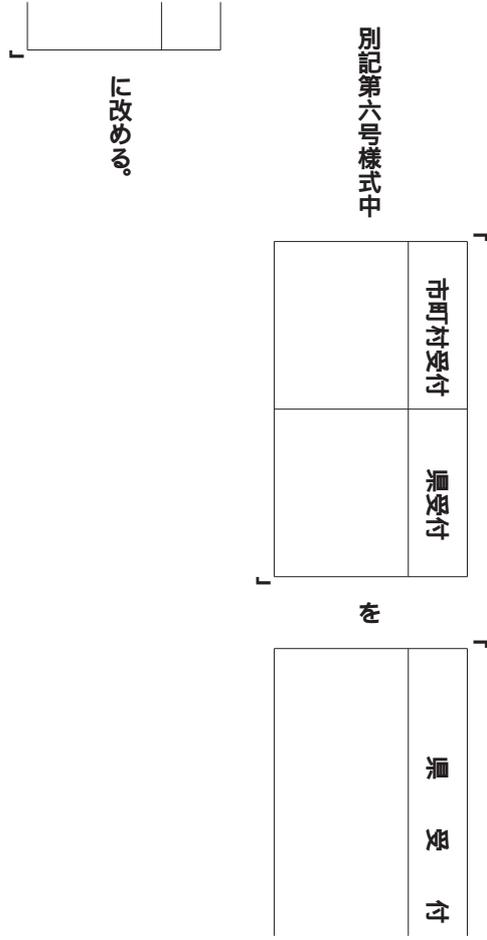
岐阜県知事 古 田 肇

別記第八号様式中「図面」を「図面等」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。



岐阜県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備 考 （区域又は 決定の又は 変更の又は 告示の日）
飛騨川線 木曾川線 公園線	可児郡御高町大久後字上屋敷 七三三番一地先から 七九九番三地先まで	同 郡 同 町 同 字 釜坂七	三〇・〇	平成 一九・八・一〇	平成 一九・八・一〇 平成 一九・三・一六

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備 考 （区域又は 決定の又は 変更の又は 告示の日）
可土岐線	可児市今渡字後路田二五二番一 一地先から	同 市 土 田 字 往 還 北 二 五 四 八 番 五 一 一 地 先 まで	五九・〇	平成 一九・八・一〇	平成 一九・八・一〇

岐阜県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成十九年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	国道		区域	敷地の幅員	延長	備考
路線名	下肥石田線		変更前後	メートル	メートル	
区間	妻木川右岸堤防敷地先から(土岐市下石町字橋詰九一(一番二地先から)七番地先まで	同市同町字西山三一七番地先まで	A	四・二 一三・〇	五四・〇	BA係は及 すに図面 に示す敷 地の区分 を以てす
	同市同町字西山三一七番地先まで	同市同町字西山三一七番地先まで	前	二〇・六 三三・四	六三・〇	
	同市同町字西山三一七番地先まで	同市同町字西山三一七番地先まで	後	二〇・六 三三・四	六三・〇	
			B			
			B			

岐阜県告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	国道	区域	敷地の幅員	延長	備考
路線名	岩井山井線	変更前後	メートル	メートル	
区間	高山市塩屋町三九五番一地先から	A	三三・〇	三三・〇	BA係は及 すに図面 に示す敷 地の区分 を以てす
	同市同町二五三番三地先まで	後	一九・八 二〇	一九・八 二〇	
		B			
		B			

公 示

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画高度地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称
関都市計画公園

八・四・一号 弥勒寺史跡公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関市建設部都市計画課

平成二十年度岐阜県立学校実習助手の採用選考試験の実施

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第九条第二項において準用する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十一条の規定により、平成二十年度岐阜県立学校実習助手の採用選考試験を次のとおり実施する。

平成十九年八月十日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

一 目的
この採用選考試験は、平成二十年度の岐阜県立学校実習助手を採用するために行うものである。

二 採用種別、募集人数及び志願資格

採用種別	学校種別	職 種	募集人数	志 願 資 格
	高等学校	実習助手		
採用種別	理科	農 業	若干名	昭和五十三年四月二日以降に生まれた者

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者は、志願できない。

三 志願に必要な書類等

1 平成二十年度岐阜県立学校実習助手採用選考試験志願書

2 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

3 最終学校の成績証明書（開封無効）

4 履歴書

5 返信用封筒長形四号（八十円分の切手を貼り、あて先を明記したもの）

6 返信用封筒角形二号（二百円分の切手を貼り、あて先を明記したもの）

なお、志願書及び履歴書の用紙は、岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県教育委員会事務局教職員課で交付する。郵送を希望する者は、申込みの封筒に返信用封筒角形二号（百四十円分の切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封して請求すること。

四 申込先及び受付期間

1 申込先

（郵便番号五〇〇 八五七〇）岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県教育委員会事務局教職員課高等学校担当

2 受付期間

平成十九年八月二十四日（金）から八月三十一日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日は受け付けない。）とする。郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、受付期間中の消印のあるものに限る。

五 選考試験の日時、場所及び方法

1 日時及び場所

平成十九年九月十四日（金）午前九時から岐阜市藪田南五丁目九番一号 岐阜県総合教育センターにおいて行う。

2 方法

書類審査、一般教養筆記試験、専門科目筆記試験、作文、面接及び健康診断に基づいて総合的に選考する。

六 その他

1 選考試験当日は選考番号票、筆記用具及び定規を持参すること。

2 この選考試験についての問い合わせ先

（郵便番号五〇〇 八五七〇）岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県教育委員会事務局教職員課高等学校担当
電話 ○五八 二七二 一一一 (内線三五二九)

平成十九年八月十日印刷
平成十九年八月十日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))